

役員退職金支給規程

最近改正 平成 24 年 12 月 6 日（理事会議決）

（総則）

第1条 常勤役員に対する退職金の支給については、この規程に定めるところによる。

（退職手当の支給対象）

第2条 退職手当は、役員が退職しまたは解任されたときにはその者に、役員が死亡した時にはその遺族に支給する。

（退職手当の額）

第3条 役員の退職手当の額は、在職 1 ヶ月につき退職時における本給月額に 60 歳未満の期間にあつては 100 分の 10、60 歳以上の期間にあつては 100 分の 5 を乗じて得た額とする。

（在職期間の計算）

第4条 在職期間の計算は、役員等に任命された日から起算して暦年に従って行なうものとし、1 ヶ月に満たない端数を生じたときは、15 日未満は切り捨て、15 日以上は 1 ヶ月とする。

（細則）

第 5 条 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、職員退職金規程を準用する。

付 則

この規程は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 12 年 6 月 30 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 21 年 3 月 25 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 24 年 12 月 6 日から施行する。